

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等
1	<p>4 合議について</p> <p>(2) 起案文書について、電子計算処理組織に関連するもので新規、更改又は変更に関する場合はDX推進室長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。</p>	<p>映像配信機器一式の取得</p> <p>電子計算処理組織に関連する事務においては、全ての起案において、DX推進室への合議を行うこと、また、寝屋川市事務決裁規程や通知に照らして合議の必要性を確認する場合には、起案内容や添付資料を提示し確認を依頼するなど、慎重な事務執行を行うよう職員全員に徹底しました。</p>	議会事務局	